

障がい児・者福祉

核家族化の進行などに伴う社会環境の変化、障がいの重度化・重複化、精神障がい者や難病患者に対する福祉施策の拡充の必要性など、新たな課題が発生するとともに、障がいのある人のニーズも多様化してきており、国においても社会福祉構造改革が進められ、平成18年4月には身体、知的、精神の障がい種別に関わらず、一元的なサービスの提供や就労支援などを柱とした障害者自立支援法が、平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたところであり、さらに平成24年6月には、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改め、新たな障害保健福祉施策を講ずることとしています。

市においても平成18年度および平成27年度に障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として「函館市障がい者基本計画」を策定するとともに、その実施計画として障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量とその確保に関し定め、障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

1 障がい児・者の状況

〔身体障がい〕

身体障がい児・者の障がい別・等級状況 (令和5年4月1日現在 単位:人)									
障がい区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚障がい	18歳未満	2	0	1	1	0	1	5	7.4%
	18歳以上	276	252	55	69	135	69	856	
	計	278	252	56	70	135	70	861	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	8	6	0	0	4	18	7.6%
	18歳以上	53	167	119	234	2	286	861	
	計	53	175	125	234	2	290	879	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0			0	1.1%
	18歳以上	0	6	73	42			121	
	計	0	6	73	42			121	
肢体不自由	18歳未満	28	9	9	6	6	1	59	50.1%
	18歳以上	1,003	1,089	1,230	1,686	510	225	5,743	
	計	1,031	1,098	1,239	1,692	516	226	5,802	
内部障がい	18歳未満	8	0	5	1			14	33.8%
	18歳以上	2,581	24	496	803			3,904	
	計	2,589	24	501	804			3,918	
計	18歳未満	38	17	21	8	6	6	96	100.0%
	18歳以上	3,913	1,538	1,973	2,834	647	580	11,485	
	計	3,951	1,555	1,994	2,842	653	586	11,581	
構成比(%)		34.1%	13.4%	17.2%	24.6%	5.6%	5.1%	100.0%	

障がい別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

区分	年度			3			4			5		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	3	871	874	5	868	873	5	856	861			
聴覚・平衡機能障がい	21	923	944	23	866	889	18	861	879			
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	120	120	0	119	119	0	121	121			
肢体不自由	56	6,266	6,322	56	6,005	6,061	59	5,743	5,802			
内部障がい	15	3,957	3,972	13	3,909	3,922	14	3,904	3,918			
計	95	12,137	12,232	97	11,767	11,864	96	11,485	11,581			

等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

区分	年度			3			4			5		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	41	4,098	4,139	38	3,987	4,025	38	3,913	3,951			
2 級	19	1,634	1,653	20	1,582	1,602	17	1,538	1,555			
3 級	19	2,100	2,119	21	2,039	2,060	21	1,973	1,994			
4 級	8	3,006	3,014	8	2,898	2,906	8	2,834	2,842			
5 級	4	681	685	4	667	671	6	647	653			
6 級	4	618	622	6	594	600	6	580	586			
計	95	12,137	12,232	97	11,767	11,864	96	11,485	11,581			

〔知的障がい〕

知的障がい児・者の程度別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

区分	年度			3			4			5		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
重度	79	960	1,039	90	958	1,048	91	920	1,011			
中度・軽度	455	1,629	2,084	449	1,704	2,153	453	1,709	2,162			
計	534	2,589	3,123	539	2,662	3,201	544	2,629	3,173			

〔精神障がい〕

等級別状況

(各年度4月1日現在 単位:人)

区分	年度			3			4			5		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	0	215	215	0	202	202	0	190	190			
2 級	3	1,797	1,800	5	1,834	1,839	3	1,812	1,815			
3 級	4	951	955	8	1,093	1,101	10	1,165	1,175			
計	7	2,963	2,970	13	3,129	3,142	13	3,167	3,180			

2 函館市障がい者基本計画、函館市障がい福祉計画

◎第2次函館市障がい者基本計画

(1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」、「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画です。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10か年とし、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年（令和2年度）に令和3年度から令和7年度までを期間とする後期推進指針を作成しました。

(3) 計画の基本的考え方

○ 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

○ 計画の基本的な方向

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るために、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健・医療・福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分發揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

③ バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

○ 後期推進指針の視点

後期推進指針については、「計画の基本的な方向」に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組状況から課題を捉えた上で、次の視点で各施策を推進していきます。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1 相談支援体制の充実と強化 | 2 障がいのある人の地域生活への移行促進 |
| 3 地域社会の支え合い | 4 障がいのある人の就労の促進 |
| 5 障がいのある子どもに対する支援の強化 | 6 権利擁護の推進 |

(4) 分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

① 生活支援

【基本的な考え方】

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援を行い、いつでも必要とするサービスを選択できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの量的確保および障がい福祉サービス事業者への指導などによるサービスの質の向上に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 相談支援機能の充実

- ・相談支援体制の充実

イ 日常生活支援体制の整備

- ・障がい福祉サービス等の提供基盤の整備
- ・地域生活支援事業の充実
- ・福祉コミュニティエリアの整備
- ・補装具・日常生活用具の有効活用

ウ 重度化・高齢化への対応

- ・家族等に対する支援体制の充実
- ・重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
- ・一時支援体制の整備

エ 地域生活への移行の促進

- ・地域生活への移行の支援
- ・地域生活への定着の支援

オ 住居の確保

- ・グループホーム等の整備
- ・公営住宅等の整備
- ・居宅入居支援策の推進

カ 各種障がいへの対応

- ・障がいのある人への支援の充実

キ 生活安定施策の推進

- ・経済的支援の充実

ク サービスの質の向上

- ・各種研修の充実等
- ・事業所の適切な事業展開の促進

② 保健・医療

【基本的な考え方】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実のほか、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、治療や健康を維持するための取組みを推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療

- ・母子保健対策の推進 ・生涯を通じた疾病予防対策の充実
 - ・青・壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進
- イ 障がいのある人の保健・医療の充実
- ・難病対策の充実 ・精神障がい者施策の充実
 - ・リハビリテーション医療体制の整備 ・口腔保健・歯科医療体制の整備
 - ・医療給付等の充実

第2 自立と社会参加の促進

① 教育・育成

【基本的な考え方】

支援を要する障がいのある子どもや教育上特別な配慮を要する子どもが、身近な地域において、その能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な療育や教育が受けられるよう、様々な取組みなどの情報提供に努めるとともに、障がいに応じた療育や教育体制の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 障がい児療育の充実

- ・保健、医療、福祉、教育の連携
- ・療育体制の充実
- ・障がい児保育の充実

イ 学校教育の充実

- ・教育相談・指導体制の整備
- ・教育内容の充実
- ・障がいの特性に配慮した教育の充実
- ・職員研修の充実
- ・学校外活動の推進
- ・施設のバリアフリー化の促進

② 雇用・就労

【基本的な考え方】

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に發揮することができるよう、企業などにおける障がい者雇用の促進や福祉的就労の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 雇用の促進

- ・障がいのある人の雇用の啓発 ・職場への定着のための支援
- ・相談、情報提供の充実 ・各種助成制度の周知活用
- ・市職員への障がいのある人の雇用の推進

- イ 就労機会の拡大
 - ・職域の拡大
- ウ 職業訓練の充実
 - ・職業能力の向上
- エ 福祉的就労の充実
 - ・就労移行支援事業所等の活用
 - ・授産製品等の販路拡大

③ 社会参加

【基本的な考え方】

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、社会参加活動などへの参加機会の拡大と、これらの活動へ障がいのある人が、主体的、自主的に参加できるよう支援の充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 社会参加の促進
 - ・社会参加の促進
 - ・ボランティアとの連携
 - ・移動支援、コミュニケーション支援の充実
- イ スポーツ・文化活動の推進
 - ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - ・文化活動の推進
- ウ 行事等への参加の促進
 - ・行事等への参加の促進
 - ・情報提供の充実

第3 バリアフリー社会の実現

① 権利擁護・理解の促進

【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、お互いの人権と個性を尊重し、地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた地域づくりをめざし、障がいのある人に対する差別や偏見の解消と虐待の防止を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 権利擁護の推進と虐待防止
 - ・虐待防止の啓発および相談支援体制の充実
 - ・差別解消に向けた啓発
- イ 成年後見制度等の充実
 - ・成年後見制度等の普及・啓発および利用促進
- ウ 理解の促進
 - ・ノーマライゼーションの理念の啓発活動の促進
- エ 心のバリアフリーの促進
 - ・福祉教育の推進
- オ 地域福祉活動の推進
 - ・ボランティア活動の促進
 - ・交流活動の促進

② 生活環境

【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けた支援の充実や、住宅、公共施設、道路、交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、防犯対策や災害時における障がいの特性に配慮した支援体制の整備を推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 福祉のまちづくりの推進
 - ・福祉のまちづくりの推進
- イ 住まいの整備
 - ・住宅の確保
 - ・住宅改善の促進
- ウ 移動・交通対策の推進
 - ・道路、交通安全施設の整備
 - ・移動・交通手段の確保
 - ・外出支援の充実
- エ 防災・防犯対策の推進
 - ・防災・防犯対策の推進

③ 情報・コミュニケーション

【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、情報収集や円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報のバリアフリー化の促進と意思疎通の支援の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 情報バリアフリーの推進
 - ・情報提供の充実
 - ・情報のバリアフリー化
- イ コミュニケーションの推進
 - ・コミュニケーション支援体制の充実

(5) 計画の推進

すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせて、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

関係部局・団体などと密接に連携および協働し、障がいの特性やライフステージに応じた適切なサービスの提供ができるよう総合的に取り組みます。

必要に応じて国や北海道に要望などを行うとともに、これら関係機関とも連携および協働しながら、各事業を推進します。

(6) 施策の体系

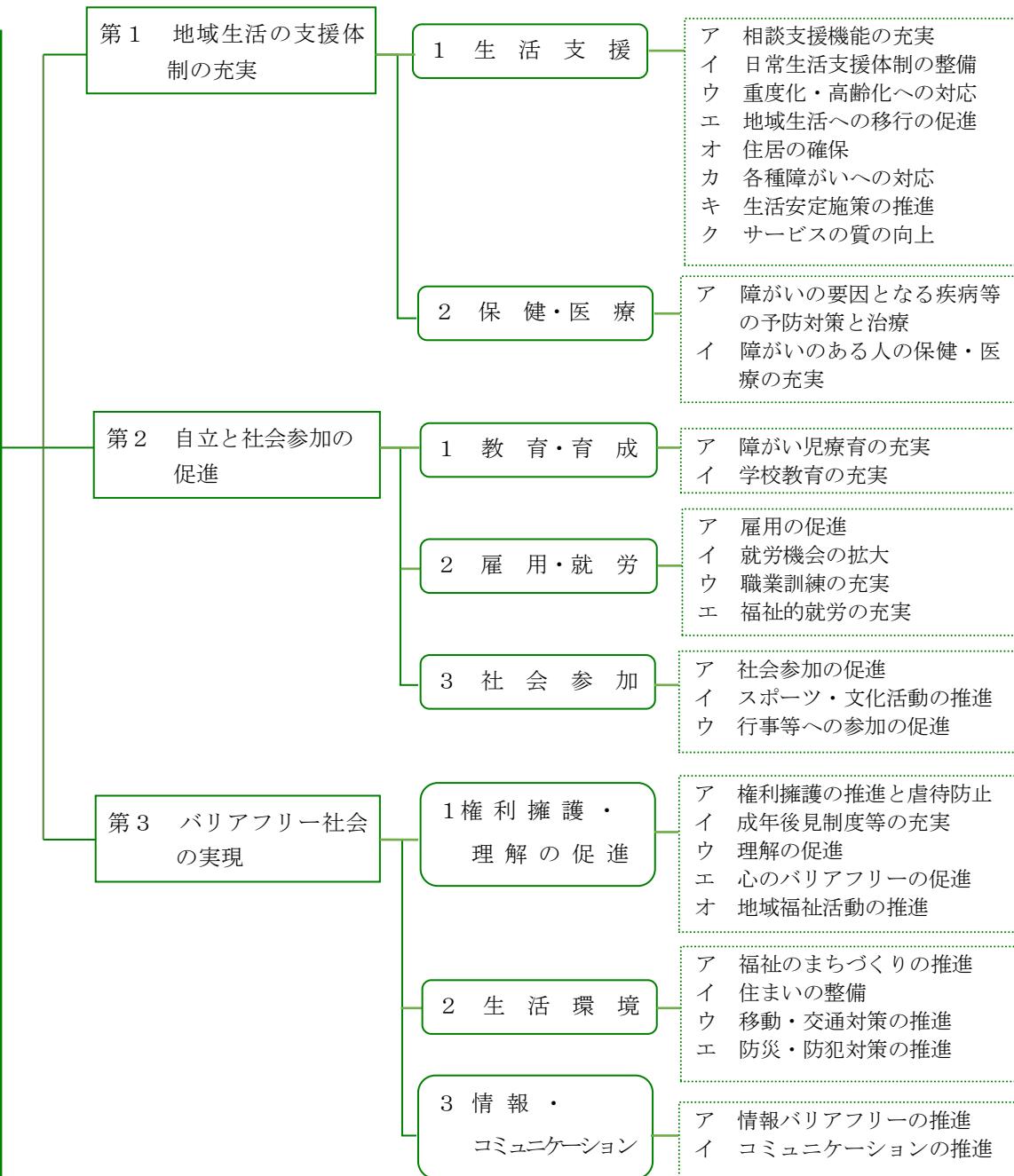
【基本理念】

【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】

障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現



◎第6期函館市障がい福祉計画

(1) 計画策定の趣旨等

本市においては、障害者総合支援法により策定が義務付けられている「障がい福祉計画」について、第1期から第5期まで（第5期計画は、「障がい児福祉計画」を包含し、一体として策定しました。），それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

令和3年度からの「第6期函館市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20に基づき、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の成果目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等および障害児通所支援等を提供するための体制を計画的に確保することをめざし、策定しました。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

(3) 計画推進のための基本的事項

○ 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

○ 計画推進のための基本的事項

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加ひいては包摂的（インクルーシブ）な社会の実現を図っていくことができるよう、障がい福祉サービス等および障害児通所支援等の充実を図ります。

② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない一元的な制度もとで、市が、障がい福祉サービス等の実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービス等の充実に努めます。

また、障害者総合支援法に基づく給付の対象となる発達障がい者、高次脳機能障がい者および難病患者等については、障がい福祉サービスの活用が促されるように、必要な情報を提供します。

③ 入所等から地域生活への地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、重度化・高齢化した人や精神病床における長期入院患者等といった地域生活への移行や地域生活の継続等に課題を抱える人であっても、希望する支援を受けられるように、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制に取り組みます。

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた質の高い専門的な支援を切れ目無く一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障がい児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようになりますことで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する障がい児（以下「医療的ケア児」という。）といった専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障がい福祉人材の確保

安定的な障がい福祉サービス等の提供体制およびそれを担う人材を確保するために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力についての積極的な周知・広報等、関係機関等と協力して取り組みます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにするため多様な意思疎通支援を講じて情報保障の確保を図ります。

特に、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、または、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するほか、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恵みを受け取るなど、社会参加の多様なニーズを踏まえた環境の整備を推進します。

(4) 第6期計画における重点的な取組み

- ① 相談支援体制の充実と強化
- ② 障がいのある人の地域生活への移行促進
- ③ 地域社会の支え合い
- ④ 障がいのある人の就労の促進
- ⑤ 障がいのある子どもに対する支援の強化
- ⑥ 権利擁護の推進

(5) 令和5年度の成果目標

計画の策定にあたり、国から示された指針に基づくとともに、第5期計画までの進捗状況や障がい福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の結果等から本市の実情を踏まえ、令和5年度の成果目標を設定しました。

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国が示した値（地域生活移行者6%以上、入所者数の1.6%以上を削減）を基本としながら、基準日となる令和元度末の福祉施設の入所者数536人の約3.6%，19人が地域生活へ移行するとともに、約1.6%，9人の入所者を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
基準日の施設入所者数 A	536人	令和元年度末の施設入所者数
【令和5年度末目標値】 地域生活移行者数 B	19人 (3.6%)	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数 (割合は、B ÷ A)
【令和5年度末目標値】 施設入所者減少数 C	9人 (1.6%)	令和5年度末時点施設入所者減少数 (割合は、C ÷ A)

○ 一般就労への移行等

国が示した値を勘案し、令和5年度中に令和元年度年間一般就労移行者実績の1.27倍の72人が、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目標とします。

また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数に係る目標として、就労定着支援事業の利用者の割合に係る数値目標を新たに設定し、令和5年度末目標値については、国の基本指針に基づき、令和5年度の年間一般就労移行者数の推計人数72人の7割に当たる50人とします。

就労定着支援事業所の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合に係る数値目標を新たに設定し、令和5年度末目標値については、国の基本指針に基づき、就労定着支援事業所全体の7割に当たる2か所とします。

項目	数値	備考
令和元年度の 年間一般就労移行者数 A	57人	
【令和5年度末目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 B	72人 (1.27倍)	倍率は、B ÷ A
【令和5年度末目標値】 就労定着支援事業の利用者数 C	50人 (7割)	割合は、C ÷ A
令和5年度の 就労定着支援事業所数(推計) D	3か所	障がい福祉サービス事業者に関する調査結果から推計
【令和5年度末目標値】 就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の数 E	2か所 (7割)	割合は、E ÷ D

○ 障がい児支援の提供体制の整備

医療的ケア児や重度心身障がい児等が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、本市、北斗市、七飯町の2市1町で共同設置している函館地域障害者自立支援協議会において協議を行うとともに、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、関係者に周知し、受講を促すことで、修了者の増員を図ります。

○ 相談支援体制の充実・強化

令和2年度に整備した「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を充実させるとともに、評価基準を作成し、函館地域障害者自立支援協議会において、運用状況の検証および検討を行います。

また、令和4年度から、市内10か所の函館市地域包括支援センターを多機能化し、新たな福祉拠点（多機能型地域包括支援センター）を整備することにより、アウトリーチを含む相談支援体制の充実・強化につなげる事業を行います。

○ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施

障がい福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を継続して実施していきます。

そのためには、障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用し、事業所職員等の技術力の向上を図るほか、指定障がい福祉サービス事業者および指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施およびその成果を関係者間で共有します。

(6) 計画の推進

① 関係機関との連携

障がい福祉サービス等、障害児通所支援等および地域生活支援事業を円滑に実施するためには、事業者や関係団体等と行政との連携が重要であることから、函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

② 国および北海道との連携

国および北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題などを踏まえ、国および北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

③ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、函館市障がい者計画策定推進委員会において、各年度における障がい福祉サービス等の利用や地域生活への移行の状況など、計画の進捗状況について、点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

3 障害者総合支援法の施行

平成15年4月から実施された支援費制度は、サービスのあり方を、それまでの「措置制度」から「契約制度」へと大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にし、障がいのある人の地域生活支援を前進させましたが、新たな課題も浮き彫りになり、これに対応する制度として、平成18年4月から障害者自立支援法が実施されることとなりました。

障害者自立支援法は、身体、知的、精神の障がい種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者本位のサービス体系に再編し、就労支援の抜本的強化を図るなどの内容となっています。

※障害者自立支援法は、平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正されました。

(1) 障害福祉サービス利用者の決定状況

決定者数 (各年度4月1日現在 単位:人)

区分	年度		
	3	4	5
障がい者	1,918	1,965	1,976
障がい児	89	90	105
精神障がい者	759	824	872
難病患者等	10	10	13
計	2,776	2,889	2,966

※難病患者等は、障害者手帳を所持していない者をカウントしている。

(2) 自立支援給付

ア 障害福祉サービス

(ア) 居宅介護等サービス

内 容 居宅において、ホームヘルパーなどが介護、家事等の全般にわたる援助を行います。

実施状況	年度		2	3	4
	区分	実人員			
身体障がい者	実人員	244 人	247 人	238 人	
	延利用時間	45,351.50 時間	46,744.75 時間	46,241.25 時間	
	支給額	201,747 千円	214,270 千円	213,072 千円	
知的障がい者	実人員	49 人	54 人	54 人	
	延利用時間	4,803.25 時間	4,894.75 時間	4,731.50 時間	
	支給額	23,630 千円	22,258 千円	22,082 千円	
障がい児	実人員	8 人	11 人	15 人	
	延利用時間	1,567.50 時間	1,489.00 時間	1,432.00 時間	
	支給額	9,149 千円	8,676 千円	7,724 千円	
精神障がい者	実人員	157 人	157 人	164 人	
	延利用時間	9,174.25 時間	9,303.50 時間	9,720.00 時間	
	支給額	27,971 千円	28,361 千円	29,951 千円	

令和5年度予算額 219,508千円（身体障がい者）、22,335千円（知的障がい者）、8,160千円（障がい児）、29,563千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(イ) 生活介護

内 容 施設における日中活動で、創作的活動、機能訓練、入浴等のサービスの提供を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度 区分	2	3	4
実 人 員	956 人	963 人	961 人
延 利 用 回 数	225,327 回	226,992 回	226,216 回
支 給 額	2,597,891 千円	2,617,292 千円	2,599,131 千円

[精神障がい者分]

年度 区分	2	3	4
実 人 員	16 人	16 人	15 人
延 利 用 回 数	2,203 回	2,523 回	2,022 回
支 給 額	15,487 千円	17,433 千円	13,786 千円

令和5年度予算額 2,665,249 千円（身体・知的障がい者）、14,647 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(ウ) 短期入所サービス

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい者に対して、短期間、入所した施設において適切な支援を行います。

実施状況

年度 区分	2	3	4
身体障がい者	実 人 員	18 人	21 人
	延利用回数	851 回	668 回
	支 給 額	6,961 千円	5,667 千円
知的障がい者	実 人 員	42 人	44 人
	延利用回数	1,088 回	1,952 回
	支 給 額	9,383 千円	15,397 千円
障がい児	実 人 員	12 人	16 人
	延利用回数	125 回	165 回
	支 給 額	947 千円	1,463 千円
精神障がい者	実 人 員	3 人	3 人
	延利用回数	45 回	111 回
	支 給 額	306 千円	800 千円

令和5年度予算額 3,915 千円（身体障がい者）、18,394 千円（知的障がい者）

2,517 千円（障がい児）、83 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(エ) 療養介護等

内 容 機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度区分	2	3	4
実 人 員	45 人	43 人	41 人
支 給 額	171,359 千円	167,382 千円	160,054 千円

令和5年度予算額 163,936 千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(オ) 施設入所支援

内 容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

実施状況

年度区分	2	3	4
実 人 員	558 人	556 人	554 人
延 利 用 回 数	191,506 回	192,569 回	192,216 回
支 給 額	926,627 千円	943,745 千円	951,208 千円

令和5年度予算額 972,680 千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(カ) 就労継続支援

内 容 一般就労等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度区分	2	3	4
実 人 員	612 人	652 人	698 人
延 利 用 回 数	120,092 回	126,453 回	133,418 回
支 給 額	819,997 千円	908,838 千円	966,314 千円

[精神障がい者分]

年度区分	2	3	4
実 人 員	578 人	644 人	702 人
延 利 用 回 数	81,357 回	93,331 回	99,311 回
支 給 額	599,553 千円	720,347 千円	766,244 千円

令和5年度予算額 1,012,561 千円（身体・知的障がい者）、803,236 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(キ) 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度区分	2	3	4
実 人 員	60 人	64 人	64 人
延 利 用 回 数	4,883 回	7,343 回	6,168 回
支 給 額	43,901 千円	65,152 千円	52,789 千円

[精神障がい者分]

年度区分	2	3	4
実 人 員	74 人	90 人	95 人
延 利 用 回 数	5,664 回	8,982 回	9,492 回
支 給 額	63,106 千円	94,553 千円	98,124 千円

令和5年度予算額 62,852千円（身体・知的障がい者）, 99,851千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(ク) 自立訓練

内 容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度区分	2	3	4
実 人 員	38 人	36 人	31 人
延 利 用 回 数	4,014 回	4,729 回	3,519 回
支 給 額	28,368 千円	32,170 千円	23,707 千円

[精神障がい者分]

年度区分	2	3	4
実 人 員	37 人	36 人	20 人
延 利 用 回 数	7,162 回	5,710 回	5,053 回
支 給 額	34,675 千円	32,302 千円	30,058 千円

令和5年度予算額 24,737千円（身体・知的障がい者）, 31,462千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(ケ) 共同生活援助

内 容 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに相談や日常生活上の援助を行います。

実施状況

区分	年度		
	2	3	4
身体・知的障がい者	実人員	305人	309人
	延利用回数	99,022回	100,712回
	支給額	559,484千円	585,740千円
精神障がい者	実人員	131人	133人
	延利用回数	37,240回	39,528回
	支給額	174,224千円	181,356千円
			175,344千円

令和5年度予算額 626,108千円（身体・知的障がい者）, 180,385千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(コ) 就労定着支援

内 容 一般就労に移行した障がい者について、環境変化により生じる生活面の課題に関して、就労の継続を図るために、企業・自宅への訪問のほか、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

実施状況

区分	年度		
	2	3	4
身体・知的障がい者	実人員	3人	4人
	延利用回数	36回	41回
	支給額	1,338千円	1,644千円
精神障がい者	実人員	3人	3人
	延利用回数	4回	36回
	支給額	87千円	1,231千円
			985千円

令和5年度予算額 1,244千円（身体・知的障がい者）, 1,041千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

イ 地域相談支援

内 容 障害者施設等に入所（入院）している障がい者の地域での生活に移行するための支援や、地域に移行した障がい者に対して常時の連絡体制をとり、緊急訪問等の対応をすることにより、安定した地域生活を送るための支援を行います。

実施状況

区分	年度		
	2	3	4
身体・知的障がい者	実人員	0人	0人
	延利用回数	0回	0回
	支給額	0千円	0千円
精神障がい者	実人員	1人	0人
	延利用回数	9回	0回
	支給額	480千円	0千円
			0千円

令和5年度予算額 0千円（身体・知的障がい者）, 111千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

ウ 計画相談支援

内 容 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に障害福祉サービス事業者との連絡調整およびサービス等利用計画の作成を行うことにより、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。

実施状況

区分		年度	2	3	4
身体・知的障がい者	実人員	1,440人	1,624人	1,733人	
	延利用回数	3,271回	3,685回	4,135回	
	支給額	56,984千円	64,061千円	72,213千円	
精神障がい者	実人員	322人	384人	420人	
	延利用回数	995回	854回	1,262回	
	支給額	16,430千円	16,015千円	22,887千円	

令和5年度予算額 81,553千円（身体・知的障がい者）、21,739千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

エ 自立支援医療（更生医療）

開始年度 平成18年度

内 容 身体の障がいの除去または軽減をして、職業能力を増進し、または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療を行います。

対象者 18歳以上の身体障害者手帳所持者

自己負担 医療費の原則1割負担とするが、月額負担の上限があります。

給付状況

（単位：人）

区分	年度	2	3	4
視覚障害		0	0	0
聴覚障害		0	2	0
音声・言語・そしゃく機能障害		0	0	1
肢体不自由		12	11	3
心臓機能障害		0	0	0
じん臓機能障害		977	950	975
肝臓機能障害		3	2	2
免疫機能障害		14	15	15
計		1,006	980	996

令和5年度予算額 769,981千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

才 自立支援医療（精神通院）〔道事業〕

開始年度 平成 18 年度

内 容 心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むことや精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とした医療を行います。

対 象 者 統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するもの

自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。

給付状況 (単位:人)

年度区分	2	3	4
受 給 者 数	4,639	6,281	6,046

令和 5 年度予算額 予算計上なし

費用の負担 全額道費負担

力 補装具

開始年度 昭和 24 年度（身体障がい者）、昭和 23 年度（身体障がい児）

内 容 身体障がい者・児の失われた機能を補い、日常生活を円滑にするため、障がいに適した用具の購入または修理費を支給します。

自己負担 費用の原則 1 割負担ですが、月額負担の上限があります。

交付状況 [身体障がい者分]

(単位:件)

年度区分	2		3		4		年度区分	2		3		4	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 手	3	3	2	1	4	2	補聴器	102	23	97	30	115	19
義 足	12	9	12	10	5	7	車いす	54	68	55	76	37	62
装 具	98	13	84	15	107	12	歩行器	4	0	1	0	6	0
座位保持装置	3	10	3	5	0	0	歩行補助つえ	6	0	9	0	6	0
視覚障害者安全つえ	24	0	19	0	25	0	電動車いす	6	16	8	18	8	21
義 眼	0	0	1	0	2	0	その他の	0	0	0	0	0	0
眼 鏡	41	4	55	3	50	3	計	353	146	346	158	365	126
							交付額(千円)	47,742		44,658		44,339	

[身体障がい児分] (単位:件)

区分	年度		2		3		4		区分	年度		2		3		4	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理		交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義足	0	0	2	0	0	2	電動車いす	1	0	0	2	0	0				
装具	17	1	14	1	14	0	座位保持いす	1	0	0	0	1	0				
座位保持装置	8	2	9	3	11	5	起立保持具	0	0	0	0	0	0				
義眼	0	0	0	0	0	0	歩行器	1	0	1	0	0	0				
眼鏡	3	0	1	0	1	0	歩行補助つえ	0	0	0	0	0	0				
補聴器	3	10	5	11	1	11	その他	1	0	3	1	2	1				
車いす	2	7	9	0	9	3	計	37	20	44	18	39	22				
							交付額(千円)	10,324		8,892		10,295					

令和5年度予算額 44,476千円 (身体障がい者), 11,725千円 (身体障がい児)

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担, 4分の1の道費負担があります。

(3) 地域生活支援事業

ア 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成16年度

内容 知的障がいや精神障がいのため、障がい者福祉サービスを利用するための手続きが困難で、一定の要件に該当する方に、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

令和5年度予算額 12,533千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助, 4分の1の道費補助があります。

イ 障害者虐待防止対策支援事業

開始年度 平成24年度

内容 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、市の責務として関係機関と連携し、障害者虐待の早期発見や適切な支援に努めます。

令和5年度予算額 210千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助, 4分の1の道費補助があります。

ウ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

開始年度 平成14年度 (手話通訳者:平成元年度, 要約筆記奉仕員:平成9年度)

内容 聴覚および言語機能障がい者が、手話通訳を必要とする場合には手話通訳者を、主として話すことばをコミュニケーション手段としている聴覚障がい者（中途失聴者、難聴者）が要約筆記を必要とする場合には、要約筆記者を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

区分	年度	2	3	4
手話通訳者(延人数)		1,257	1,385	1,479
要約筆記者(延人数)		37	106	145

令和5年度予算額 11,084千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

工 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

開始年度 平成26年度

内 容 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者の方のコミュニケーションを支援するために、盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

区分	年度	2	3	4
盲ろう者通訳・介助員(延人数)		0	0	0

令和5年度予算額 626千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

才 代筆・代読支援員派遣事業

開始年度 令和4年度

内 容 視覚障がいにより字の読み書きが困難な方に対して、本人に代わって書類等の読み書きを行う代筆・代読支援員を派遣します。

派遣状況

(単位:件)

区分	年度	4
代筆・代読支援員(利用回数)		165

令和5年度予算額 798千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

力 日常生活用具給付等事業

開始年度 昭和 44 年度（障がい者），昭和 47 年度（障がい児）
 内 容 在宅の重度障がい児・者の日常生活の便宜を図るため，障がいの種類と程度に応じて，各種の生活用具を給付（一部貸与）します。

給付・貸与状況（障がい者）

（単位：件）

区分	年度			区分	年度		
	2	3	4		2	3	4
特殊寝台	4	11	7	点字器	1	1	0
特殊マット	3	3	1	点字タイプライター	0	0	0
移動用リフト	0	2	0	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	19	10	12
入浴補助用具	11	13	6	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	1	1	1
頭部保護帽	9	10	8	視覚障害者用拡大読書器	22	22	26
歩行補助つえ	4	4	1	暗所視支援眼鏡	—	—	9
移動・移乗支援用具	7	10	9	盲人用時計	12	11	9
移動・移乗支援用具（暖かいブーツ）	0	1	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	0	0	0
特殊便器	0	0	1	聴覚障害者用通信装置	5	3	6
電磁調理器	9	2	1	聴覚障害者用情報受信装置	30	31	30
聴覚障害者用屋内信号装置	6	0	5	人工喉頭	18	13	11
透析液加温器	17	14	5	点字図書	1	1	0
ネプライザー	6	3	0	居宅生活動作補助用具	1	9	4
電気式たん吸引器	14	12	7	ストマ	7,250	7,235	7,244
盲人用音声式体温計	17	5	8	紙おむつ	615	667	672
盲人用体重計	16	4	6	その他	1	0	0
携帶用会話補助装置	0	1	0	計	8,113	8,111	8,103
情報・通信支援用具	10	9	12	給付額(千円)	84,521	85,424	87,557
点字ディスプレイ	4	3	2				

給付・貸与状況（障がい児）

（単位：件）

区分	年度			区分	年度		
	2	3	4		2	3	4
訓練用ベット	0	0	1	点字ディスプレイ	1	0	0
特殊マット	0	0	1	点字器	0	0	0
移動用リフト	0	0	0	点字タイプライター	0	0	0
入浴補助用具	0	0	1	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	0	0	0
頭部保護帽	1	3	2	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	0	0	0
歩行補助つえ	0	1	0	視覚障害者用拡大読書器	0	0	0
移動・移乗支援用具	0	0	0	盲人用時計	0	0	0
移動・移乗支援用具（暖かいブーツ）	0	0	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	0	0	0
特殊便器	0	0	0	聴覚障害者用通信装置	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	聴覚障害者用情報受信装置	36	29	24
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	人工喉頭	0	0	0
透析液加温器	0	0	0	点字図書	0	0	0
ネプライザー	0	0	1	居宅生活動作補助用具	0	0	0
電気式たん吸引器	1	1	2	ストマ	24	16	24
盲人用音声式体温計	0	0	0	紙おむつ	218	210	203
盲人用体重計	0	0	0	その他	0	0	2
携帶用会話補助装置	0	0	0	計	281	260	261
情報・通信支援用具	0	0	0	給付額(千円)	2,951	2,468	2,915

令和 5 年度予算額 88,484 千円（身体・知的障がい者等），2,824 千円（身体・知的障がい児等）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

キ 移動支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

実施状況

区分	年度		2	3	4
	実人員	延利用回数			
身体障がい者	実人員	0 人	0 人	1 人	
	延利用回数	0 回	0 回	1 回	
	支給額	0 千円	0 千円	3 千円	
知的障がい者	実人員	25 人	23 人	22 人	
	延利用回数	260 回	309 回	292 回	
	支給額	1,257 千円	1,544 千円	1,699 千円	
障がい児	実人員	0 人	0 人	0 人	
	延利用回数	0 回	0 回	0 回	
	支給額	0 千円	0 千円	0 千円	
精神障がい者	実人員	0 人	0 人	0 人	
	延利用回数	0 回	0 回	0 回	
	支給額	0 千円	0 千円	0 千円	

令和 5 年度予算額 49 千円（身体障がい者）、3,389 千円（知的障がい者）、
49 千円（障がい児）、18 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ク 障害者地域活動支援センター事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

実施施設 あいよる 21, おはよう、函館地域生活支援センター、函館夢ファクトリー、陽だまり

令和 5 年度予算額 61,330 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ケ 障害者訪問入浴サービス事業

開始年度 平成 12 年度（平成 11 年度までは高齢者等在宅生活支援事業で実施）

内 容 歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者を訪問し、宅内もしくは車内で入浴サービスを提供します。

実施施設 【宅内入浴】Sompo ケア（株）、アースサポート（株）

令和 5 年度予算額 6,461 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

コ 日中一時支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい児・者に対して、昼間、一時的に施設において日常生活の支援を行います。

実施施設 障がい者対象 22ヶ所、障がい児対象 10ヶ所

令和 5 年度予算額 893 千円（身体・知的障がい者）、1,894 千円（障がい児）、
40 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

サ 点訳奉仕員等養成事業

開始年度 平成 9 年度

内 容 点訳または、朗読、手話、要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。

実施状況 （令和 4 年度）点訳奉仕員養成講座 8 回、朗読奉仕員養成講座 8 回、要約筆記奉仕員養成講座（手書き）3 回、同（パソコン）6 回、手話奉仕員養成講座（入門）28 回

実施施設 函館市総合福祉センター

令和 5 年度予算額 1,360 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

シ 手話通訳者・要約筆記者養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 手話通訳者養成講座および要約筆記者養成講座を開催し、手話通訳者および要約筆記者を養成します。

令和 5 年度予算額 567 千円（の内、補助基準額 206 千円）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

ス 盲ろう者通訳・介助員養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 函館市内で実施される盲ろう者通訳・介助員派遣事業に従事する通訳・介助員を養成します。

令和 5 年度予算額 167 千円（の内、補助基準額 57 千円）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

セ 手話通訳者・要約筆記者指導者養成事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 北海道手話通訳者養成講師育成研修会および要約筆記者指導者養成研修の受講者に旅費の一部を助成し、手話通訳者および要約筆記者養成講座の指導者を養成します。

令和 5 年度予算額 398 千円（の内、補助基準額 375 千円）

費用の負担 要約筆記者指導者養成研修は、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ソ 手話出前講座事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 講座を通じ市民への手話の普及・啓発を図り、手話に対する理解の促進を図ります。

令和 5 年度予算額 345 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

タ ノーマライゼーション推進事業

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ノーマライゼーションの理念を啓蒙・普及することを目的に、一般市民の方が参加できるような各種事業を行います。

実施状況 （令和 4 年度）ノーマリー教室、障害者週間記念行事、事業所訪問、広報活動

令和 5 年度予算額 3,000 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

チ ヘルプマーク配布事業

開始年度 令和元年度（平成 29 年度・30 年度は、北海道の事業として実施）

内 容 義足や人工関節を使用している方や内部障がいなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方が、周囲の方に配慮を必要としている事を知らせるヘルプマークを配布し、障がい者の不安を解消し、市民の配慮等を促進します。

実施施設 （ヘルプマーク配布場所）市役所障がい保健福祉課、亀田福祉課、湯川福祉課、市立函館保健所保健予防課

令和 5 年度予算額 121 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ツ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

開始年度 昭和 50 年度

内 容 第 1 種運転免許（二輪車を除く）または第 2 種運転免許を取得するために要した経費の 3 分の 2 を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者

- ・市内に住所を有し、身体障害者手帳の部位別の等級が 1 ~ 4 級に該当する方
- ・助成を受けようとする月の属する年の市町村民税が非課税の方

年度 区分	2	3	4
助 成 人 員	2 人	0 人	0 人
助 成 金 額	200 千円	0 千円	0 千円

令和 5 年度予算額 200 千円

費用の負担 全額市費負担

テ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 自らが所有し、運転する自動車の操作装置および駆動装置などの改造に要した経費を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者

- ・市内に住所を有し、身体障害者手帳の部位別の等級が 1, 2 級に該当する肢
体不自由者
- ・本人の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

年度 区分	2	3	4
助 成 人 員	3 人	1 人	4 人
助 成 金 額	300 千円	100 千円	400 千円

令和 5 年度予算額 400 千円

費用の負担 全額市費負担

ト 身体障害者スポーツ教室

開始年度 平成 8 年度

内 容 障がい者の体力維持、機能回復、自立更生を図ることを目的に、サウンドテー
ブルテニス教室、フロアバレーボール教室、車椅子バスケットボール教室、ボ
ウリング教室、ボルダリング教室等を開催します。

令和 5 年度予算額 297 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ナ 障がい福祉のしおり発行

開始年度 昭和 54 年度

内 容 障がい福祉制度の周知を図るため、障がい者を対象とした各種制度（日常生活援助、費用負担軽減、年金・手当、医療等）の概要等を紹介した冊子を発行しています。

令和 5 年度発行予定部数 3,000 冊

令和 5 年度予算額 2,004 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ニ 視覚障害者用福祉ガイドブック作成

開始年度 昭和 60 年度

内 容 視覚障がい者の知識の向上を図るため「障がい者のしおり」等を録音し、障がい者へ配布します。

令和 5 年度作成予定数 CD 201 枚

令和 5 年度予算額 150 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ヌ 中途障害者生活訓練事業

開始年度 平成 10 年度

内 容 中途障がい者に対し、自宅内およびその周辺地域等において、講師を派遣し、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

実施状況 受講人数 0 人（令和 4 年度）

令和 5 年度予算額 66 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ネ 精神障害者地域生活支援事業（精神障害者福祉ホーム）

開始年度 平成 18 年度

内 容 住居を必要としている精神障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行い地域における自立生活および社会参加を促進します。

実施施設 啓明ホーム

令和 5 年度予算額 3,245 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

ノ 精神保健ふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 精神障がい者の地域への参加や市民の障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、スポーツ大会やレクリエーションを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深めます。

参加人数 (令和4年度) スポーツ大会、ボウリング大会ともに中止

令和5年度予算額 329千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

ハ 基幹相談支援センター事業

開始年度 平成27年度

内 容 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の利用支援等、必要な支援を行うほか、地域における相談支援等の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行います。

実施施設 障害者生活支援センターはする

令和5年度予算額 26,741千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

(4) 障害児支援給付

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、都道府県に替わり市町村が給付することになりました。

ア 障害児通所給付

(ア) 児童発達支援

内 容 医療型児童発達支援センター、児童発達支援センター等で、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団適応訓練を行います。

実施状況

区分	年度		
	2	3	4
身体・知的障がい児	実人員	359人	394人
	延利用回数	29,717回	30,367回
	支給額	346,072千円	404,582千円
精神障がい児	実人員	-人	-人
	延利用回数	-回	-回
	支給額	-千円	-千円

令和5年度予算額 476,527千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(イ) 放課後等デイサービス

内 容 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を行います。

実施状況

区分	年度		
	2	3	4
身体・知的障がい児	実人員	379人	378人
	延利用回数	55,456回	53,536回
	支給額	560,641千円	535,964千円
精神障がい児	実人員	256人	340人
	延利用回数	34,229回	43,638回
	支給額	349,188千円	429,978千円
517,411千円			

令和5年度予算額 523,490千円（身体・知的障がい児） 530,152千円（精神障がい児）
費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(ウ) 保育所等訪問支援

内 容 児童発達支援センター等の職員が、保育所等を利用中の児童に対し、集団生活の適応に必要となる支援を行います。

実施状況

区分	年度		
	2	3	4
身体・知的障がい児	実人員	27人	39人
	延利用回数	149回	151回
	支給額	3,108千円	3,185千円
精神障がい児	実人員	-人	-人
	延利用回数	-回	-回
	支給額	-千円	-千円

令和5年度予算額 3,204千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

イ 障害児相談支援給付

内 容 通所給付決定および通所給付決定の変更前に、障害児相談支援利用計画を作成します。

実施状況

区分	年度		
	2	3	4
身体・知的障がい児	実人員	481人	478人
	延利用回数	1,013回	880回
	支給額	18,708千円	16,456千円
精神障がい児	実人員	179人	259人
	延利用回数	481回	608回
	支給額	9,035千円	11,141千円
12,838千円			

令和5年度予算額 16,435千円（身体・知的障がい児） 12,293千円（精神障がい児）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(5) 障がい児・者援護事業

ア 重度心身障害者医療費助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 函館市では、重度心身障がいの方が病院等で診療を受けたときの、保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

医療費の助成を受けるためには、事前に「重度心身障害者医療費受給者証」の交付申請手続きが必要です。

対象者

- ・身体に障がいのある方で、1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方。

- ・知的障がいのある方で、IQ50 以下の方。

- ・精神障がいのある方で、1級の精神保健福祉手帳をお持ちの方。

※ ただし、対象者の要件に所得制限があります。

主たる生計維持者等の所得額が下表を下回ることが対象要件です。

扶養人数	所得限度額(控除後の額)
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

助成される医療費

- ・保険内の入院（精神障がいは入院を除く）・通院・調剤・補装具等の費用。

※ ただし、以下のものは「自己負担」となります。

- ・3歳以上の市民税課税世帯の受給者

「かかった医療費の1割」

（1カ月の上限額 通院：18,000円、入院：57,600円）

後期高齢者医療保険1割負担の場合は「助成無」

後期高齢者医療保険の被保険者証をご使用ください。

- ・3歳未満の受給者、3歳以上の市民税非課税世帯の受給者

「初診時一部負担金」。

（医科：580円、歯科：510円、柔整：270円）

※ なお、保険外診療、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、訪問看護基本利用料の1割（1カ月の上限額 課税世帯：18,000円、非課税世帯：8,000円）は自己負担です。

令和5年度予算額 527,057千円

費用の負担 補助基準額の2分の1以内の道費補助があります。

医療助成費の推移

年度	受給者年間平均(人)	年間受診件数	年間助成費(円)		
			1人当たり(件)	1人当たり(円)	1件当たり(円)
2	7,315	176,831	24.2	535,113,449	73,153
3	7,180	175,973	24.5	529,463,978	73,742
4	7,043	170,620	24.2	515,779,749	73,233

イ 障害者地域活動緊急介護人派遣事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 障がい児（者）を日常的に介護している方に、緊急な出来事などが生じ、介護できない場合に生活支援員を派遣します。

利用登録者 219 人

生活支援員 18 人

派遣状況

(単位：件)

区分	年度 2	3	4
派遣件数	2	11	15

令和 5 年度予算額 66 千円

費用の負担 全額市費負担

ウ ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム

開始年度 平成 12 年度

内 容 在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、火災・急病その他の緊急時に、簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を貸与します。

実施状況

(単位：台)

区分	年度 2	3	4
台 数	0	0	0

令和 5 年度予算額 0 千円（高齢福祉課に障がい者分を一本化しているため）

費用の負担 全額市費負担

エ じん臓機能障害者通院助成事業

開始年度 平成 4 年度

内 容 腎臓の機能に障害があり、かつ、旧南茅部町から交付決定を受けた方が、人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費を助成します。

令和 5 年度予算額 73 千円

費用の負担 全額市費負担

才 子ども発達支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が、 日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、 発達支援センターの機能を整備するとともに、 専門的支援を確保することによって、 発達支援体制の充実を図ります。

実施施設 おひさま

令和 5 年度予算額 2,877 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、 4 分の 1 の道費補助があります。

カ 特別障害者手当等

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ア 特別障害者手当

20 歳以上で精神または身体に重度の障がいを有し、 常時特別の介護を必要とする方に支給します。

イ 障害児福祉手当

20 歳未満で、 常時介護を必要とする重度障がい児に支給します。

ウ 福祉手当（経過措置）

昭和 61 年 3 月 31 日福祉手当支給要件該当者であって、「特別障害者手当」および「障害基礎年金」をともに受給できない方に引き続き支給します。

実施状況

(各年度4月1日現在 単位:人、円)

区分	3		4		5	
	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額
特別障害者手当	160	27,350	164	27,300	174	27,980
障害児福祉手当	63	14,880	68	14,850	69	15,220
福祉手当	10	14,880	9	14,850	5	15,220

令和 5 年度予算額 76,516 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

キ 重度身体障害者等タクシー料金助成事業

開始年度 昭和 56 年度（平成 8 年度改正）

内 容 重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部（基本料金×年間 36 回、申請月により枚数が異なります）を助成します。

対 象 者 重度身体障がい者のうち、1～3 級の下肢または体幹機能障がい者、1・2 級の視覚障がい者、1 級の内部障がい者および重度知的障がい者

実施状況

区分	年度			
	2	3	4	
交付 人 員	下 肢・体 幹	1,798 人	1,642 人	1,593 人
	視 覚	444 人	450 人	444 人
	内 部	2,180 人	2,080 人	2,104 人
	重 度 知 的	337 人	324 人	296 人
	合 計	4,759 人	4,496 人	4,437 人
交 付 枚 数	166,563 枚	157,338 枚	154,665 枚	
利 用 枚 数	60,629 枚	62,163 枚	60,901 枚	
金 額	30,342 千円	31,137 千円	30,496 千円	

令和 5 年度予算額 32,956 千円

費用の負担 全額市費負担

ク 障害者等外出支援事業（身体・知的障がい児・者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 身体・知的障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 身体障がい児・者（1～4 級）、知的障がい児・者（重度・中度）、特別児童扶養手当の対象児

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を I C カードで精算した場合に、乗車料金の全額を助成します。

- ① 施設等通所者 乗車料金の全額を助成、年間助成上限額はなし
- ② 施設等通所者以外
乗車料金の全額を助成、年間助成上限額最大 36,000 円
- ③ 施設等通所者以外で介護人対象者（身体 1 種、身体 2 種 2 級、視覚 4 級、および音声・言語・そしゃく 3 級、知的重度・中度、特別児童扶養手当の対象児）
乗車料金の全額を助成、年間助成上限額 36,000 円

区分	年度			
	2	3	4	
身 体・知 的 障 が い	対 象 者	12,342 人	12,506 人	12,226 人
	申 請 者	3,635 人	3,823 人	3,448 人
	助 成 費	38,530 千円	37,435 千円	36,100 千円

令和 5 年度予算額 47,402 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 全額市費負担

ヶ 障害者等外出支援事業（精神障がい者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より IC カード化）

内 容 精神障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を IC カードで精算した場合に、乗車料金の全額または半額を助成します。

① 施設通所者

1・2 級：乗車料金の全額を助成、年間助成上限額はなし

3 級：乗車料金の半額を助成、年間助成上限額はなし

② 施設等通所者以外

1・2 級：乗車料金の全額を助成、年間助成上限額最大 72,000 円

3 級：乗車料金の半額を助成、年間助成上限額最大 36,000 円

区分	年度	2	3	4
	対象者	2,959 人	3,062 人	3,312 人
精神障がい	申請者	1,756 人	1,887 人	1,820 人
	助成費	38,936 千円	38,006 千円	35,872 千円

令和 5 年度予算額 44,563 千円（精神障がい者）

費用の負担 全額市費負担

□ 心身障害者扶養共済掛金助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 心身障がい児・者をもつ保護者に万一のことがあったとき、保護者に代わって、残された心身障がい児・者に年金（1 口加入 2 万円、2 口加入 4 万円）を支給する共済制度（道事業）の 1 口目の納付した掛金に対し、規則で定める額を助成します。

助成状況

区分	年度	2	3	4
実人員	34 人	30 人	25 人	
金額	1,068 千円	810 千円	685 千円	

令和 5 年度予算額 878 千円

費用の負担 全額市費負担

サ 軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入または修理に要した費用の一部を助成します。

助成基準額 1 個につき 37,380 円以内

令和 5 年度予算額 391 千円

費用の負担 全額市費負担

(6) 障がい児・者相談援護施策

ア 障がい者総合相談窓口

開始年度 平成 14 年度

内 容 障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、適切な助言や情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課、亀田福祉課

イ 精神保健福祉相談事業

開始年度 平成 14 年度

内 容 保健師や精神保健福祉相談員が、障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、助言や情報提供を行うとともに福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課

ウ 障害者相談員

開始年度 昭和 44 年度（平成 17 年度以降、中核市への委譲事務として実施）

内 容 障がい者に適切な指導助言を行い、障がい者の福祉の増進を図るため、専門の相談員を配置しています。

相 談 員 身体障害者相談員 12 名、知的障害者相談員 2 名（R4. 4. 1～R6. 3. 31）

令和 5 年度予算額 398 千円

費用の負担 全額市費負担

エ ろうあ相談員の配置

開始年度 昭和 47 年度

内 容 ろうあ者の職場復帰、社会復帰に必要な相談相手として、助言、指導を行う専門の相談員を配置しています。

相 談 員 1 名

相談状況

（単位：件）

内容 年度	生活	職業	医療	年金等の 公的の手續	その他	計
2	306	6	22	5	175	514
3	273	6	51	2	171	503
4	211	12	52	11	154	440

オ 専任手話通訳者の配置

開始年度 昭和 51 年度

内 容 聴覚障がい者とのコミュニケーションを促進するために、手話通訳者を配置しています。

通 訳 者 2 名（障がい保健福祉課 1 名、亀田福祉課 1 名）

力 知的障害者巡回相談事業 [道事業]

開始年度 昭和 35 年度

内 容 18 歳以上の知的障がい者を対象に医学的および心理学的判定を行い、必要な指導を行います。

実施状況

(単位:回、人)

区分	年度 2	3	4
回 数	5	5	6
判定人数	22	18	19

(7) 精神保健事業

ア 心の健康相談事業

内 容 心の健康について不安のある方やその家族に対し、月 1 回精神科医がこれから の対応や関わりなどについて個別に助言しています。

費用の負担 全額市費負担

イ 精神保健家族セミナー

開始年度 平成 3 年度

内 容 精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図ります。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支えあい、交流しあえる場となって います。

令和 5 年度予算額 180 千円

費用の負担 全額市費負担

ウ 家族会支援

内 容 精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活出来るように支援をしています。

(8) 自殺予防対策事業

ア 関係機関との連携・情報交換

開始年度 平成 20 年度

内 容 自殺対策連絡会議を必要時、実務者会議を年 2 回開催し、自殺予防対策に関する意見交換や、自殺の現状把握等に関する情報交換を行います。

平成 30 年度は「自殺対策行動計画」策定のため、実務者会議を計画策定委員会として開催しました。

イ 普及啓発事業

開始年度 平成 21 年度

内 容 自殺予防に関する講演会やパネル展を開催したり、パンフレットやステッカー、カード、クリアファイル等、様々なものを作成、配布し、広く市民に周知を図ります。

実施状況

	2	3	4
自殺予防講演会	中止	中止	中止
自殺予防パネル展	9／10～9／16	9／10～9／16	9／10～9／16

令和 5 年度予算額 256 千円

費用の負担 2 分の 1 道費負担があります。

ウ 相談支援事業

開始年度 平成 23 年度（函館いのちのホットライン）

内 容 保健師や精神保健相談員による随時の面接、電話相談のほかに、夜間の電話相談窓口として「函館いのちのホットライン」を開設、平成 25 年度からは弁護士会と共に相談会を実施するなど、相談窓口の拡充を図ります。

実施状況

	2	3	4
函館いのちのホットライン	103日開設 193件	153日開設 212件	155日開設 213件
随時相談（自殺関連）	面接相談 4件 電話相談 47件	面接相談 0件 電話相談 49件	面接相談 1件 電話相談 66件
暮らしとこころの相談会	面接相談 - 電話相談 0件	面接相談 - 電話相談 0件	面接相談 1件 電話相談 0件

令和 5 年度予算額 550 千円

費用の負担 2 分の 1 の道費負担があります。

エ 若年層対策事業

開始年度 平成 27 年度（若年層向け相談・居場所づくり事業フリースペース「ヨリドコロ」開設（8 月より開始））

内 容 自殺リスクの高い若年である未遂者やひきこもり者、精神障がい者等が集い、相談をすることができる居場所を提供することで、社会性を培い、自殺リスクの減少を図ります。

実施状況 令和 4 年度 全 91 回 延 182 人利用（毎週水・金曜日開設）

令和 5 年度予算額 691 千円

費用の負担 3 分の 2 の道費負担があります。

才 人材養成事業

開始年度 平成 22 年度（ゲートキーパー研修）

内 容 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人であるゲートキーパーを養成する研修会や、函館いのちのホットラインに従事する団体等に対し、相談のスキルアップを図るために研修会等を行います。

実施状況	ゲートキーパー研修	受講者 20名	受講者 14名	受講者 37名
	ホットライン従事者研修	未実施	中止	1回実施 *

*自殺対策相談支援業務従事者研修

令和 5 年度予算額 39 千円

費用の負担 3 分の 2 の道費負担があります。

力 その他の事業（自殺未遂者対策）

開始年度 平成 25 年度

内 容 自殺のハイリスク者として未遂者があると言われており、未遂者への対応をすることが自殺者を減少させることにもつながります。そのため、北海道渡島保健所と協同し、まず初めに今後の自殺未遂者対策を考えるうえで、自殺未遂者調査を行い、その結果をもとに今後の自殺未遂者対策を推進します。

実施状況 令和 4 年度

自殺未遂者ケア研修会 実施なし

南渡島地域自殺未遂者支援地域検討会議 開催中止

支援連携体制構築事業（令和 4 年度 対象者 2 名）

（9）依存症対策事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 依存症当事者や家族が身近な地域で支援を受けながら回復できるよう、地域の支援体制を構築することを目的に、北海道渡島保健所と協同し、フォーラムやつどいを開催します。

実施状況

区分	年度	2	3	4
依存症フォーラム	0回		1回実施（依存症支援者学習会）	1回実施（依存症支援者学習会）
依存症を考えるつどい	毎月1回 (第3土曜日)実施		毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施

*新型コロナウイルス感染症拡大のため中止した月あり

(10) 各種証明書等の発行

内 容 障がい者に対して実施している各種割引、減免等の制度を受けるために必要な証明書等を発行します。

発行状況

各種証明書の発行状況

(単位:件)

区分 年度	障害者手帳	NHK受信料	自動車税等	有料道路	その他	計
2	11	343	9	592	0	955
3	11	321	6	575	0	913
4	7	393	9	581	0	990

4 はこだて療育・自立支援センター

施設の目的 市立障がい児・者施設であった青柳学園、あおば学園、ともえ学園の3園を統合整備し、平成24年4月から供用を開始しました。

これまで各園で実施してきた事業を継続するとともに、発達障がいの専門医の常勤配置により、医療および療育体制を強化するなど、統合によるメリットを生かし、障がい児・者の福祉を推進する中核的な機能を有する施設として運営しています。

敷地面積 4,736.72 m²

延床面積 4,588.20 m²

構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

所在地 函館市湯川町2丁目39番26号

共通設備 玄関、ふれあいホール、情報提供スペース、ボランティア室、多目的ホール、会議室

令和5年度予算額 93,826千円（人件費除く）

費用の負担 利用料一部負担および給食費・特定費用分

実施事業

① 医療型児童発達支援センター事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター はぐみ

利用定員 1日20名

内 容 運動発達に遅れや障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作や、知識技能の習得を目的とし、それぞれの身体・精神の状況や、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療等の支援を行います。

② 児童発達支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター つぼみ

利用定員 1日 20名

内 容 成長や発達に不安や遅れのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作や、知識技能の習得を目的とし、それぞれの身体・精神の状況や、その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練等の支援を行います。

③ 保育所等訪問支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 保育所等訪問支援事業所

内 容 保育所や幼稚園等を現在利用中または今後利用予定の支援を要する子どもに対し、療育の専門職員が保育所等を訪問し、集団の中で楽しく過ごせるよう、個々の発達の特性に応じた支援と訪問先施設のスタッフに対する支援方法の助言等を行います。

④ 障害児相談支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 相談支援事業所

内 容 障がいのある子どもや専門的な支援を要する子どもの居宅等を訪問し、心身の状況、生活環境および日常生活全般の評価から、子どもや保護者が希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう、「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行います。

⑤ 生活介護事業

ア

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター あおやぎ

利用定員 1日 20名

内 容 主として身体に障がいのある方に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動などの機会の提供等の支援を行います。

イ

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ともえ

利用定員 1日 20名

内 容 主として知的障がいのある方に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等の支援を行います。

⑥ 自立訓練（生活訓練）事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ライフあおば

利用定員 1日 6名

内 容 障がいの状況から自立生活が困難な方に対して、有期限のプログラムに基づき、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等の支援を行います。

⑦ 就労継続支援B型事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ワークあおば

利用定員 1日 30名

内 容 主として知的障がいのある方に対して、生産活動等の機会を提供し、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

⑧ 診療所

業所名称 はこだて療育・自立支援センター診療所

診療科目 小児科、精神科、整形外科(休診中)、リハビリテーション科

内 容 予約制で中学生までを対象として、運動・精神発達や心の問題についての診療・検査・訓練等を行います。

⑨ 日中一時支援事業

利用定員 1日 10名

内 容 障がいのある子どもの自立支援と日常生活の充実に資するため、見守り、社会に適応するための訓練等の支援を行います。

⑩ あそびのひろば

事業名称 あそびのひろば ゆう i n g

開 催 月に1回程度

利用定員 1日 5組の親子

内 容 ことばやコミュニケーションの発達に不安のある子どもとその保護者を対象に、親子で楽しめる遊びなどを提供し、保護者の相談を受け、子どもの発達を促し、保護者の不安を解消することを目的としています。